

その他の制度

生活福祉資金の貸付等 **身 知 精**

<利用できる方>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯（所得制限あり）

<内容>

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。ここでは、福祉資金の福祉費の貸付についてご案内します。

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	4 6 0 万円	6 月	2 0 年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6 月程度 1 3 0 万円 1 年程度 2 2 0 万円 2 年程度 4 0 0 万円 3 年以内 5 8 0 万円	同上	8 年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2 5 0 万円	同上	7 年
福祉用具等の購入に必要な経費	1 7 0 万円	同上	8 年
障害者用自動車の購入に必要な経費	2 5 0 万円	同上	8 年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5 1 3 . 6 万円	同上	1 0 年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年以内 1 7 0 万円 1 年以上 1 年 6 月以内 であって、世帯の自立に必要な場合 2 3 0 万円	同上	5 年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス受給期間が 1 年以内 1 7 0 万円 1 年以上 1 年 6 月以内 であって、世帯の自立に必要な場合 2 3 0 万円	同上	5 年
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	1 5 0 万円	同上	7 年
冠婚葬祭に必要な経費	5 0 万円	同上	3 年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	5 0 万円	同上	3 年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	5 0 万円	同上	3 年
その他日常生活上一時的に必要な経費	5 0 万円	同上	3 年

※ 表中の貸付条件は目安であり、個別の状況により福祉費の範囲内（上限額 5 8 0 万円以内、据置期間 6 月以内、償還期間 2 0 年以内）で貸し付け可能。

（お問い合わせ 鶴岡市社会福祉協議会 電話 2 4 - 0 0 5 3）

郵便等による不在者投票 身

<利用できる方>

概ね次の表に該当する身体障害者

障害機能区分		障害等級
肢体不自由	両下肢・体幹・移動機能障害	1 級、2 級
内部障害	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸、免疫機能障害	1 級～3 級

<内容>

選挙の際、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。
また、上肢または視覚障害で1級の手帳所持者は、代理記載投票もできます。

<問合せ>

市役所選挙管理委員会 電話 3 5 - 1 7 6 6 (内線 6 4 1)

Net 1 1 9 ・ F A X 1 1 9 番 身

「Net 1 1 9」は、スマートフォンや携帯電話からインターネットを利用して、
また「F A X 1 1 9 番」は、ファックスにより、消防車や救急車を要請できます。

<利用できる方>

聴覚・言語機能等の障害があり、音声による119番通報が困難な方

<利用手続き>

各システムの詳細は鶴岡市ホームページにてご覧いただけます。

Net 1 1 9 は、事前に利用登録が必要です。登録方法は鶴岡市ホームページに掲載しています。

「F A X 1 1 9 番」は、事前登録は不要です。ご自宅のファックスから（※局番なしの119番）送信できます。ご不明な点については、通信指令課までご相談ください。

<問合せ>

鶴岡市消防本部通信指令課 電話 2 2 - 8 3 2 1 FAX 2 3 - 0 1 1 9

[電子メールshireika2@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:shireika2@city.tsuruoka.yamagata.jp)

点字図書館 身

点字図書、録音図書（CD・テープ）の貸出し等を行います。

<利用できる方>

山形県内にお住まいの目の不自由な方で、身体障害者手帳をお持ちの方であればどなたでも利用できます。

<問合せ>

山形県立点字図書館 山形市十日町 1 - 6 - 6

電話 0 2 3 - 6 3 1 - 5 9 3 0

山形県障害者スポーツ協会 身 知 精

障害者スポーツの振興、普及、競技力の向上のため次の事業を行っています。また、会員にはスポーツ用具の貸出等もしております。また、依頼があればスポーツ講習会等開催に関して障害者スポーツ指導員の紹介等にも応じます。

<問合せ>

山形市大字大森 3 8 5（県リハビリセンター内）Tel 0 2 3 - 6 8 6 - 4 0 8 4

主な施設の使用料や入館料などの減免・保養所

項目	内容	問い合わせ先
鶴岡市の体育施設使用料の減免	障害者手帳を提示して鶴岡市の各体育施設の 使用料が免除 になります。 障害者をサポートする方も免除対象。	鶴岡市教育委員会 スポーツ課 スポーツ施設係 2 5 - 8 1 3 1 身 知 精
致道博物館入館料の減免	「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」をお持ちの方とその付き添いの 1 名の方 入館料半額免除	致道博物館 2 2 - 1 1 9 9 身 知 精
鶴岡市立加茂水族館入館料の減免	市立加茂水族館の入館料減免。 免除後の入館料 一般 5 0 0 円、小・中学生 2 0 0 円 障害者の介助（車イスの場合 1 台につき 1 人）無料	鶴岡市立加茂水族館 3 3 - 3 0 3 6 身 知 精
藤沢周平記念館入館料の減免	「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」をお持ちの方とその付き添いの 1 名の方 上の手帳をお持ちの方…入館料半額免除 その付き添いの方…入館料全額免除	鶴岡市立藤沢周平記念館 鶴岡市馬場町 4 - 6 2 9 - 1 8 8 0 身 知 精
身体障害者保養所「東紅苑」	<利用できる方> 身体障害者・介護者等 低額な料金で宿泊等サービス。	東根市温泉町 2 - 1 6 - 1 0 2 3 7 - 4 3 - 2 0 6 1 身
在宅心身障害児者保養訓練センター「まつかぜ荘」	<利用できる方> 在宅で心身に障がいのある方やその家族、関係者の方々 <内容> 在宅で心身に障害を持つ方及びその家族のための保養訓練、交流の場、宿泊、休憩、研修等利用できます。	川西町大字下小松字下山 2 0 4 5 - 2 0 電話 0 2 3 8 - 4 2 - 5 1 5 8 身

※詳細については各施設、保養所にお問合せください。